

平成 30 年 12 月 5 日

【薬学部在学学生、大学院生の皆様へ】

東北医科薬科大学
学長 高柳 元明

授業料等納付金の減免措置の継続について

東日本大震災に伴う授業料等減免の特別措置を平成 31 年度も継続して実施します。特別措置対象者および特別措置の内容は以下のとおりです。

1. 特別措置対象者：

下記 2 の被災に該当し平成 30 年度において特別措置の適用を受けた薬学部の在学学生。(平成 29、30 年度の 2 年間にわたり特別措置の適用を受けた在学学生は除きます。)

なお、本学薬学部生として過去 2 年間の特別措置の適用を受けた大学院生は、減免の対象となりませんのでご了承ください。

2. 特別措置の内容(平成 30 年度適用)：

対 象 者		内 容
主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明		授業料、施設設備費を半額免除
主たる家計維持者が所有し居住する自宅家屋 (※)	全壊	授業料、施設設備費を 1 / 4 免除
	大規模半壊	授業料、施設設備費を 1 / 4 免除
主たる家計維持者が居住する自宅家屋が福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示又は避難勧告等を受けた地域にあり、長期にわたって自宅家屋に居住が困難と認められる場合		授業料、施設設備費を 1 / 4 免除

(※) 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象になりません。

3. 申請手続：

平成 30 年 12 月上旬に特別措置対象者のご父母に対して、申請書類一式を郵送します。平成 31 年 2 月 28 日(木)までに学生課に提出してください。

4. 問い合わせ先：学生課